

**中央環境審議会「廃棄物処理制度の見直しの方向性(意見具申)に基づく、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する
パブリックコメントの結果(概要)**

1. パブリックコメントの結果概要

- (1)パブリックコメントの期間:平成 22 年 10 月7日(木)～11 月8日(月)
- (2)提出人数: 89 人・団体
(事業者団体:54 件、地方公共団体:16 件、個人・市民団体・その他:19 件)
- (3)意見総数: 343 件
(事業者団体:211 件、地方公共団体:72 件、個人・市民団体・その他:60 件)

2. 提出された主な意見の要旨及び意見に対する考え方

1. 帳簿(1ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
ア 処分の定義を明確にすべき。(意見6件)	処分とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障の少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することを意味し、定義は明確であると考えます。
イ 焼却施設については裾切りを設けるべき。	廃棄物の焼却処分については、破碎等の他の処分方法に比べて特に適正な管理が求められていることから、小規模な施設で焼却処理を行う場合であっても、帳簿を備え付け、処分の状況について管理することが必要と考えます。
ウ 小規模な焼却施設は帳簿の対象から外すべき。	

2. 事業場外の保管届出(2ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
エ 事業場外の定義を明確にすべき。(意見2件)	保管場所が産業廃棄物を生じた事業場と空間的に同一のものと考えられない場合には「事業場の外」に該当すると考えます。
オ 全ての産業廃棄物を届出対象とすべき。(意見3件)	今後、建設工事に伴い生ずる産業廃棄物以外の廃棄物についても問題が大きくなった場合に対象として追加することは考えられますが、まずは、問題が特に大きな建設工事に伴い生ずる産業廃棄物に限定するべきと考えます。

カ 届出対象となる保管場所の面積は、100㎡以上とすべき。(意見2件)	今後、300㎡以下の場所で行う保管についても問題が大きくなった場合に対象として追加することは考えられますが、まずは、300㎡以上の場所で行う保管に限定するべきと考えます。
キ 囲いが設置されていない保管場所の面積はどのように算出するのか明らかにするべき。(意見4件)	ご指摘を踏まえ、囲いの面積によって算出することが適当でない場合には、保管の用に供される場所の面積により算定することでもよいことを通知等により示すこととします。

3. マニフェストの保存(4ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
ク 保存の起算日を分かりやすく示すべき。	ご指摘を踏まえ、保存は管理票を交付してから5年とします。

4. 処理困難通知(5ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
ケ 「現に委託を受けている」の定義を明確にするべき。(意見2件)	廃棄物の処理の委託契約をしていることを意味しています。
コ 通知を受けてから報告書を出すまでの期限は60日程度とするべき。(意見3件)	マニフェストに関する報告書と同じ期限である30日程度が望ましいと考えます。
サ 通知を受けた事業者がどのような措置を講ずればよいかガイドラインを作成すべき。(意見3件)	ご指摘を踏まえ、事業者が講ずべき措置について通知等により示すこととします。

5. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理に関する例外(7ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
シ 建設工事の定義を明確にすべき。(意見4件)	法律上建設工事は土木建築に関する工事と定義されており、建設業法のような限定はないため、通常土木建築と観念される工事についてはすべて該当します。個別の工事について土木建築に関する工事に該当するか否かは、必要に応じて見解を示してまいりたいと思います。
ス 一括請負契約が成立している場合は、当該建設工事を一括して請け負った事業者も元請業者として扱うべき。(意見3件)	法律上元請業者は「注文者から直接建設工事を請け負った建設業を営む者」とされています。
セ 運搬先の保管場所は、工事現場と同一の都道府県に限定すべきではない。(意見13件)	ご指摘を踏まえ、保管場所は隣接する都道府県でもよいこととします。

7. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化(8ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
ソ 一の都道府県の許可があれば全国どこでも業ができるようにすべき。(意見6件)	中央環境審議会の意見具申において、不適正処理に対する都道府県知事等による監督体制の徹底の観点から、許可主体と取締主体は同一とすることを基本とすべきであり、具体的手法については、地方分権との考え方との調整等も含め慎重に検討すべきであるとされたことを受け、現案のとおりとなったものです。
タ 一の政令市の区域を越えない場合についても、許可権限は都道府県知事だけが有するものとするべき。(意見5件)	
チ 「産業廃棄物を一の政令市の区域を越えて収集又は運搬を行う場合」としたことの理由を明らかにするべき。(意見2件)	
ツ 知事許可と市長許可の品目が異なる場合に不利益を被らないよう経過措置を設けてほしい。(意見7件)	ご指摘を踏まえ、当該指定都市の長等の許可の範囲内において、引き続き業を行うことができるとする経過措置を設けることとします。
テ 政令市の手数料収入の大幅減に伴う緩和措置を設けるよう要望する。(意見3件)	申請手数料については、審査に要する実費にて算出されるものです。

8. 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度(9ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
ト 全国統一的な運用となるように、自治体に対して周知徹底を図って頂きたい。(意見2件)	御指摘を踏まえ、可能な限り新制度が全国的に運用されるよう配慮してまいります。
ナ 自治体独自の評価制度を活用する場合は今回の特例制度は認められるのか。(意見2件)	法令に基づき運用される全国的な制度である新制度においては、許可の有効期間の特例を受けられるのは、優良基準に適合した事業者のみとなります。各自治体が行っている独自制度については、許可の有効期間の特例を与えることは法制上困難ですが、その扱いについては各自治体により検討されるものと考えます。
ニ 随時申請できるようにすべき。(意見4件)	ご指摘を踏まえ、新法施行後5年間は、随時に優良基準への適合性の審査を受けることができることとします。

9. 定期検査(10ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
ヌ 具体的な検査方法を示すべき。	ご指摘を踏まえ、具体的な検査方法についてマニュアルを示すこととします。
ネ 施設の稼働状況に見合った受検期間とすべき。	定期的な検査を確実に行う必要があるため、個別の稼働状況に応じた期間を設定することは困難と考えます。
ノ 事業者に対して過剰な負担にならないように、実態を踏まえた運用をすべき。	ご意見の趣旨は今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

13. 多量排出事業者処理計画(14ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
ハ 自治体独自の追加様式を作成しないよう、指導いただきたい。	ご指摘を踏まえ、統一様式が使用されるよう努めていきます。
ヒ 委託した処分内容について、再生利用、熱回収、処分の別に記載させるべきでない。(意見2件)	熱回収及び再生利用の取組を推進するため、委託した処分内容について、再生利用、熱回収、処分の別に記載させることとしています。

16. 熱回収施設設置者認定制度(17ページ)

意見の要旨	意見に対する考え方
フ 自治体が徴収する手数料については全国一律に定めるべき。(意見2件)	ご指摘を踏まえ、必要に応じ自治体が参考とすることができるよう、手数料の算定の根拠を示すこととします。
ヘ 熱回収率の算定方法を示すべき。(意見2件)	ご指摘を踏まえ、具体的な熱回収率の算定方法について、マニュアルを示すこととします。
ホ 認定の基準を5%以上の熱回収率とすべき。(意見3件)	現在熱回収を行っている施設の状況からみて、10%が適当であると考えます。